

広島県病院事業管理規程第二号

広島県病院事業職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業職員給与規程等の一部を改正する規程

(広島県病院事業職員給与規程の一部改正)

第一条 広島県病院事業職員給与規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 病院事業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)並びに同法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用の職を占めるもの(以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。)の給与の額、支給条件及び支給方法は、この規程に定めるもののほか、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号)及び短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号。以下「短時間勤務会計年度任用職員給与等条例」という。)の適用を受ける者の例による。</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の職員(次項に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第三下欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。</p>	<p>第二条 病院事業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)並びに同法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用の職を占めるもの(以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。)の給与の額、支給条件及び支給方法は、この規程に定めるもののほか、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号)及び短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号。以下「短時間勤務会計年度任用職員給与等条例」という。)の適用を受ける者の例による。</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第三の二に掲げる調整基本額(その額が給料月額の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る別表第三下欄に掲げる調整数を乗じて得た額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十條第三項の規定により同條第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第九号。以下「病院事業職員勤務時間等規程」という。)第一條第一項の規定により定</p>

3| 地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第三下欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第九号。以下「病院事業職員勤務時間等規程」という。）第二条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4| 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額百分の四・五に相当する額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第三の二に掲げる額

二 前項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第三の三に掲げる額

5| 第二項及び第三項の規定による給料の調整額並びに前項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

6| 前五項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員に対する給料の調整額の支給については、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

7| 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる

められたその者の勤務時間を、地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。

3| 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員に対する給料の調整額の支給については、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附則

1—5 (略)

6 前項の職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る附則別表第一下欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

6 1—5 (略)  
前項の職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて附則別表第二（医療職給料表（二）の適用を受ける職員にあっては別表第三の（二））に掲げる調整基本額（その額が給料月額額の百分の四・五を超えるときは、給料月額額の百分の四・五に相当する額とし、その額が一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る附則別表第一下欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあってはその額に病院事業職員勤務時間等規程第二条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額が一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

71 定年前再任用短時間勤務職員及び育児休業法第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る附則別表第一下欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、病院事業職員勤務時間等規程第二条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

81 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた附則別表第二に掲げる額（医療職給料表（二）の適用を受ける職員にあっては別表第三の（二））

二 前項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表及び職

附則

1—5 (略)

6 前項の職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて附則別表第二（医療職給料表（二）の適用を受ける職員にあっては別表第三の（二））に掲げる調整基本額（その額が給料月額額の百分の四・五を超えるときは、給料月額額の百分の四・五に相当する額とし、その額が一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る附則別表第一下欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあってはその額に病院事業職員勤務時間等規程第二条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額が一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

務の級に応じた附則別表第三に掲げる額)  
 9) 医療職給料表(二)の適用を受ける職員にあっては別表第三(三)第六項及び第七項の規定による給料の調整額並びに前項に規定する調整基本額に一月未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。  
 10) 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第八項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。  
 11) 13) (略)  
 14) 附則第十二項第三号又は第五号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る附則第十一項の手当の額は、前二項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。  
 15) 22) (略)

7) 9) (略)  
 10) 附則第八項第三号又は第五号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る附則第七項の手当の額は、前二項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。  
 11) 18) (略)

附則別表第二の次に次の一表を加える。

附則別表第三

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
一級	六、五〇〇円
二級	七、七〇〇円
三級	八、六〇〇円
四級	九、五〇〇円
五級	一〇、七〇〇円
六級	一一、七〇〇円
七級	一三、二〇〇円

ロ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
一級	七、七〇〇円
二級	八、二〇〇円
三級	八、六〇〇円
四級	九、八〇〇円
五級	一一、一〇〇円

別表第三の二の次に次の一表を加える。

別表第三の三（第四条関係）

イ 医療職給料表（一）

職務の級	調整基本額
三級	一一、八〇〇円
四級	一四、〇〇〇円

ロ 医療職給料表（二）

職務の級	調整基本額
一級	六、五〇〇円
二級	七、七〇〇円
三級	八、四〇〇円
四級	九、七〇〇円
五級	一一、〇〇〇円

（広島県病院事業職員給与規程等の一部を改正する規程の一部改正）

第二条 広島県病院事業職員給与規程等の一部を改正する規程（令和元年広島県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1―3（略）</p> <p>4 第二条の規定による改正後の広島県病院事業職員給与規程（以下「第二条改正後給与規程」という。）第四条第二項及び第三項の規定の適用（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）については、当分の間、同条第二項及び第三項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは、「調整数を乗じて得た額の百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、同条第二項及び第三項に規定する調整基本額が給料月額の百分の四・五を超える場合を除く。</p> <p>5―7（略）</p>	<p>附則</p> <p>1―3（略）</p> <p>4 第二条の規定による改正後の広島県病院事業職員給与規程（以下「第二条改正後給与規程」という。）第四条第二項の規定の適用（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）については、当分の間、同項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは、「調整数を乗じて得た額の百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、同項に規定する調整基本額が給料月額の百分の四・五を超える場合を除く。</p> <p>5―7（略）</p>

（広島県病院事業決裁規程の一部改正）

第三条 広島県病院事業決裁規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第一（第七条関係） 課長専決事項	別表第一（第七条関係） 課長専決事項
<p>一 (略)</p> <p>二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八十二条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第九十三条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同法第一百条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等</p> <p>三 三十九 (略)</p> <p>四十 非常勤の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の任免</p> <p>四十一―四十三 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等</p> <p>三 三十九 (略)</p> <p>四十 非常勤の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の任免</p> <p>四十一―四十三 (略)</p>
別表第三（第十条関係） 院長専決事項	別表第三（第十条関係） 院長専決事項
<p>一 (略)</p> <p>二 個人情報保護に関する法律第八十二条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第九十三条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同法第一百条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等</p> <p>三 三十五 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 広島県個人情報保護条例第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等</p> <p>三 三十五 (略)</p>

（広島県病院事業財務規程の一部改正）

第四条 広島県病院事業財務規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(現金取扱員の任命) 第四条 (略) 2・3 (略)	(現金取扱員の任命) 第四条 (略) 2・3 (略)
<p>4 広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）又は個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、行政情報コーナーで病院事業に係る公文書等の写しの交付に係る費用又は手数料の徴収事務に従事する者は、現金取扱員とする。</p>	<p>4 広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）又は広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）の規定に基づき、行政情報コーナーで病院事業に係る公文書等の写しの交付に係る費用徴収事務に従事する者は、現金取扱員とする。</p>
第百十七条 (略)	第百十七条 (略)

(標準様式)

第百十八条 この規程に定める様式は、標準様式として定めたものであり、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

(広島県病院事業職員人事評価実施規程の一部改正)

第五条 広島県病院事業職員人事評価実施規程(平成二十八年広島県病院事業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事評価の実施) 第二条 (略) 一 (略) 二 非常勤職員(ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は除く。) 三 (略) 2 (略)</p>	<p>(人事評価の実施) 第二条 (略) 一 (略) 二 非常勤職員(ただし、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び短時間勤務会計年度任用職員は除く。) 三 (略) 2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三条の規定による改正後の広島県病院事業決裁規程別表第一課長専決事項の項第二号及び別表第三院長専決事項の項第二号の規定は、前項の規定の施行後に個人情報保護に関する法律第七十六条第一項、第九十条第一項又は法第九十八条第一項の規定による請求がされた場合における同法第八十二条第一項若しくは第二項、第九十三条第一項若しくは第二項又は第百一条第一項若しくは第二項の規定による決定について適用し、前項の規定の施行前にされた広島県個人情報保護条例第九条、第二十二条又は第二十九条の規定による請求がされた場合における同条例第十一条第一項若しくは第三項、第二十四条第一項若しくは第二項又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定による決定については、なお従前の例による。

3 第五条の規定による改正後の広島県病院事業職員人事評価実施規程第二条第一項第二号の規定については、令和十四年三月三十一日までの間、第五条の規定による改正後の広島県病院事業職員人事評価実施規程第二条第一項第二号の規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」と読み替えるものとする。